仕　様　書

下記の不用公用車の売却については、次のとおりとする。

1. 売却車両一覧

No.	車種	車両番号	(上段)シャーシ (下段)　架装	車両総重量 (kg)	最大積載量 (kg)	車両重量 (kg)	車格(長さ/幅/高さ) (cm)	型式	初度登録年月	車検有効期間 (有効期間満了日)	走行距離 (km)	備考
①	軽キャブオーバー車	大阪483い 8045	ダイハツ (A／T)	1,270	350	810	339/147/188	EBD-S510P	平成26年12月	R8.12.3	59,628	防疫車として使用。薬剤散布用器機類を積載
②	軽ピックアップ車	大阪483う 8050	ダイハツ (A／T)	1,410	350	940	339/147/187	EBD-S331W	平成28年3月	R10.3.23	59,369	防疫車として使用。薬剤散布用器機類を積載
③	軽ダンプ車	大阪483あ 9180	ダイハツ (A／T)	1,390	350	930	339/147/174	EBD-S211P	平成24年10月	車検切 R8.9.6	91,339	死獣車として使用
④	1.5t車	大阪800す 203	マツダ	2,265	250	1,740	433/169/209	GC-SK82T	平成23年3月	車検切 R8.3.31	97,418	防疫車として使用。薬剤散布用器機類を積載

2. 条件等

⑴ 売却を行う車両は、上記の一覧表のとおりである。
⑵ 当該車両については、八尾市清掃庁舎及び八尾市一般廃棄物最終処分場で保管している。
⑶ 当該車両については、1台ごとに売却を行うので、落札を希望する車両に対して入札すること。
⑷ 落札した車両については、八尾市の車両ではないと判別を行えるよう落札者が白色等で全塗装を行うこと。ただし、交換用の部品取り等、車両として使用しない場合は除く。
⑸ 全塗装した車両については、八尾市が検査を行う。検査場所については、原則各落札事業者の所在地とするが、落札者の所在地が大阪府外の場合は落札者が設定し、事前に八尾市の承諾を得た場所(大阪府内に限る)で検査を行う。
⑹ 落札した車両を落札者(落札者が売却する場合は、当該売却先を含む)が、交換用の部品取り等とする場合は、登録抹消手続きが完了したことが分かる書類(写し可)を提出すること。
なお、その場合であっても車両に表示している八尾市、市章マーク等は除去すること。
⑺ 落札した車両については、落札者が令和9年3月12日(金)16時までに、自らの費用で搬出を行うこと。搬出日時については、環境事業課と調整すること。
⑻ 落札した車両の代金については、落札者が速やかに納入すること。
⑼ 入札前における当該車両の確認については、令和8年12月3日(木)から同年12月10日(木)の間に、保管場所にて実施する。
⑽ 当該車両の確認を希望する場合は、事前に環境事業課に申し出ること。ただし、入札参加資格を認められた者に限る。
当該車両は、全車ともにバッテリーが上がっている状態である。環境事業課職員により、必要に応じて、ブースターケーブルを用いて、エンジンの始動を行うことは可能である。
⑾ 当該車両は、経年劣化・キズ・不具合箇所(移動等に伴う若干の走行距離の増加を含む)があるも、現状での引き渡しとなることを充分理解したうえで、入札すること。
八尾市は、瑕疵担保責任を負わないものとする。
⑿ 契約、引渡しその他関係する費用や登録費用は、すべて落札者の負担とする。